様式第1号－７【賃金アップ支援枠】

　　令和　　年　　月　　日

一般社団法人島根県経営者協会会長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者住所 |  | |
| 申請者名称 |  | |
| 代表者の職・氏名 |  |  |

**誓　約　書**

いきいき職場づくり支援補助金支給要領（賃金アップ支援枠）第６条の規定に基づき交付申請をするにあたり、下記の事項について誓約します。

記

　１　支給要領に記載された要件を満たしており、申請書および添付書類の記載事項に虚偽がないこと。

２　支給要領第９条に定める補助金実績報告書の提出後６月を経過した日までの間に、以下のいずれかの事実がないこと。

（１）　当該事業所の労働者を解雇すること（天災事変その他やむを得ない事由のために

事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇し

た場合を除く。）

（２）　その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職すること又は主として

　　　企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職する

　　　こと

（３）　当該事業所の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げること

（４）　所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由

　　　のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働

　　　者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃

金額を引き下げること

３　支給要領第６条に定める補助金交付申請書の提出日の前日から起算して１年前の日から第９条に定める補助金実績報告書の提出を行った日までの間に、労働関係法令に違反しない。

４　厚生労働省が実施している「業務改善助成金」の助成対象者ではないこと。

　５　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。

６　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項（風俗営業）及び第５項（性風俗関連特殊営業）の規定に該当する業種でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

７　当該事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

８　本事業で補助対象とする経費が、国、地方公共団体ならびに独立行政法人の補助事業と重複していないこと。

※申請に関わる提出書類について、審査終了後、島根県経営者協会が保管することに同意します。

※本事業の応募に係る提出書類に記載された個人情報等について、島根県経営者協会および島根県が以下の目的で使用することに同意します。（本事業における補助金交付申請者の申請内容の管理及び申請受付後の事務連絡のため。）